刑訴予備令和７－２０肢オ

第１　肢の結論

誤っている

第２　逮捕に基づく捜索差押えが認められる範囲

１　問題の所在

X は，甲を覚醒剤取締法違反（所持）の被疑事実で現行犯逮捕（２１２条）し，その際に，ポリ袋と，上着のポケット内にあった迷彩柄の財布を押収した。本件，押収に，裁判官の令状が必要か。逮捕に基づく捜索差押えが認められる範囲（２２０条１項２号，同条３号）が問題となる。

２　結論および理由

（１）結論

逮捕に基づく捜索差押として，令状なく押収できるのは，ポリ袋のみである。財布については，捜索差押令状（２１８条）が必要である。したがって，いずれについても，裁判官の令状を受ける必要があるとする肢は誤り。

（２）理由

確かに，証拠物を強制的に押収するのであれば，重大な権利侵害，生じる。したがって，捜索差押令状が必要なのが原則である。

ただ，一方で，本件の場合，逮捕行為が伴っている，この場合，捜索差押令状が必要とすることは，問題である。すわなち，逮捕の現場には，経験上，証拠がある蓋然性が高い。したがって，令状審査を要するのは手続上迂遠だからである。そこで，迅速的な手続を図るべく法は，逮捕に基づく捜索差押を行う場合は令状を不要とした（２２０条）。

そこで，本件の場合，逮捕行為に伴って，ポリ袋，財布を押収しているが２２０条で許容されるかという問題が生じるが，否定する。

確かに，財布も，X は V から依頼を受けて強盗傷人罪（刑法２４０条）の捜査しており，同罪の証拠として重要なものだから押収の必要性も高く，令状が不要と思える。

しかし，逮捕事実は，覚醒剤取締法違反であり，財布は本件被疑事実とは無関係である。捜査権の濫用の恐れがあり問題である。２２０条があるのは，被疑事実との関係で，証拠の存在の蓋然性が，現場において経験上，高いからである。そのため，捜査機関の濫用の恐れも小さいので，令状不要している。本件の場合，覚醒剤取締法の関連する証拠は，覚醒剤が入っているポリ袋である。よって，ポリ袋のみ，令状を不要とするのが相当である。

以上